

知的財産の業務に携わる方及び今般の制度改革に関心を持つ方を対象

令和5年

# 不正競争防止法等の一部を改正する法律

## 法改正説明会

令和6年春頃に開始予定の特許出願非公開制度の概要も御説明します。

説明会  
無料

### 限定80名

(要予約) 令和5年12月21日(木)17時まで

講師：特許庁・経済産業省担当者等

説明会対象者

企業、大学、地方自治体、弁理士、商工会議所経営指導員  
公設試験研究機関の担当者様及び個人 等

開催日時

令和5年12月25日(月) 14:30~16:00

開催場所

札幌市男女共同参画センター 4階 大研修室

札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ内



### 【アクセス】

- 地下鉄ご利用の場合  
札幌市営地下鉄南北線、東豊線「札幌」駅から地下歩道12番出口から徒歩約3分  
札幌市地下鉄南北線「北12条」駅から徒歩約6分
- JRご利用の場合  
JR「札幌」駅北口から徒歩約3分
- 駐車場 専用の駐車場・駐輪場はありません

主催：特許庁・経済産業省

協力：北海道経済産業局

運営事務局：株式会社タスクールPlus(愛知県名古屋市中千種区千種通7-25-1)

Copyright © 令和5年不正競争防止法等の一部を改正する法律 法改正説明会運営事務局

# 令和5年6月14日に公布された「不正競争防止法等の一部を改正する法律(令和5年法律第51号)」の内容について解説します。

令和5年6月14日に「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が、法律第51号として公布されました。

知的財産の分野におけるデジタル化や国際化の更なる進展などの環境変化を踏まえ、中小企業・スタートアップ等による知的財産を活用した新規事業展開を後押しするなど、時代の要請に対応した知的財産制度の見直しが必要とされています。

今般の改正では、デジタル技術の活用により、特に中小企業・スタートアップの事業活動が多様化していること等に対応するため、(1)ブランド・デザイン等の保護強化、(2)コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続の整備、(3)国際的な事業展開に関する制度整備の観点から、不正競争防止法、商標法、意匠法、特許法、実用新案法、工業所有権特例法の改正を行いましたので、これら改正事項を中心に御説明します。

また、令和6年の春頃に運用開始を予定している特許出願非公開制度についても取り上げます。本制度は経済安全保障推進法に基づき、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が記載されている特許出願について、出願公開等の手続を留保するとともに情報流出防止の措置を講ずる制度です。経済安全保障に対する関心が高まる中、制度の概要や特許制度に関わる方に広く御注意いただきたい点(外国出願が禁止される場合やその確認方法など)を中心に御説明します。



## 【特許法、実用新案法、意匠法、商標法、工業所有権特例法】

- ① 商標におけるコンセント制度の導入(商4条等)
- ② 他人の氏名を含む商標に係る登録拒絶要件の見直し(商4条)
- ③ 意匠登録手続の要件緩和(意4条等)
- ④ 裁定における営業秘密を含む書類の閲覧制限(特186条、実55条、意63条等)
- ⑤ 国際郵便引受停止等に伴う公示送達の見直し(特191条)
- ⑥ オンライン送達制度の見直し(工5条等)
- ⑦ 書面手続のデジタル化(申請)のための改正(工8条等)
- ⑧ e-Filingによる商標の国際登録出願の手数料納付方法の見直し(商68条の2)
- ⑨ 優先権証明書オンライン提出のための規定整備(特43条、実10条、意10条の2、商10条等)
- ⑩ 手数料減免制度の見直し(特195条の2等)

## 【不正競争防止法】

- ⑪ デジタル空間における形態模倣行為の防止(不2条1項3号)
- ⑫ 限定提供データの定義の明確化(不2条7項)
- ⑬ 損害賠償額算定規定の拡充(不5条)
- ⑭ 使用等の推定規定の拡充(不5条の2)
- ⑮ コンセント制度導入に伴う、不正競争防止法の適用除外規定の新設(不19条1項3号等)
- ⑯ 外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充(不21条等)
- ⑰ 国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化(不19条の2、不19条の3)

## 【関連制度】

- ⑱ 特許出願非公開制度

詳細・ご予約は  
こちらから↓



令和5年不正競争防止法等の一部を改正する法律 法改正説明会運営事務局  
〒464-0855 愛知県名古屋市千種区千種通7-25-1

 <https://kaiseisetsumei-jpo2023.go.jp>

令和5年不正競争防止法等の一部を改正する法律 法改正説明会

検索 

メールでのお申込みの際は、参加を希望する開催地(午前午後の別)、企業又は団体名、氏名、所属部署(役職)、所在地(個人の場合は住所)、連絡先(電話番号、メールアドレス)を明記の上、以下のメールアドレスまでお送りください。

 e-mail : [info@kaiseisetsumei-jpo2023.go.jp](mailto:info@kaiseisetsumei-jpo2023.go.jp)

 050-5473-3300 (受付時間/平日9:00~17:00)

### 【個人情報の取扱いについて】

御記入いただいた個人情報は、弊社公共事業の運営以外には使用いたしません。個人情報の取扱いについての詳細は、WEBサイトを御確認ください。  
<https://kaiseisetsumei-jpo2023.go.jp/>